

君津中央病院企業団議会

令和6年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和6年12月16日をもって令和6年12月25日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 草刈慎祐、2番 重城正義、3番 田中幸子、4番 佐藤葉子、5番 下田剣吾、
6番 荒井淳一、7番 諸岡賛陸、8番 山田重雄、9番 小泉義行、10番 佐藤博文、
11番 湯浅 榮、12番 小島 悟

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主幹 玉川智久

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 高橋 隆、監査委員 萩野一久、病院長 柳澤真司、
事務局長 竹下宗久、事務局次長 佐伯哲朗、庶務課長 國見規之、人事課長 石井利明、
管財課長 黒木淳一、財務課長 小柳洋嗣、経営企画課長 相原直樹、副院長兼学校長 藤森基次、
副院長兼患者総合支援センター長 北村伸哉、分院長 北湯口広、医務局長 駒 嘉宏、
医療技術局長 児玉美香、看護局長 北 清美

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 損害賠償の額の決定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第5号)
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)

(午後1時30分開会)

<副議長>

皆さんこんにちは。

本定例会におきましては議長が任期満了により欠けております。日程第4で行われます議長の選挙が終了するまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長の私が議長の職務を代理いたします。

初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

定足数に達しておりますので、令和6年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで田中企業長から招集のご挨拶がございます。

田中企業長。

<企業長>

12月議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては年末の公務ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、袖ヶ浦市議会より選出されました佐藤博文議員並びに湯浅榮議員におかれましては、当企業団議会議員にご就任賜りまして、誠にありがとうございます。今後とも企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

本年は、診療報酬改定、医師の働き方改革のスタート、大佐和分院建替えに関する検討の再開など、企業団の取組に大きな変化や影響を与えた年となりました。中でも、診療報酬のマイナス改定や諸物価高騰は病院経営に大きな影を落としております。また、医師の働き方改革については、君津医療圏における二次救急輪番体制や中央病院本院の診療体制に大きく影響を与えることとなりました。

しかし、このような状況下でも、企業団といたしましては、地域に必要とされる医療の提供と安定した病院経営の確保に努めるべく、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

さて、本日の定例会では、提出議案としまして、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議についてを含む4件を上程させていただいております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

<副議長>

日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

袖ヶ浦市議会選出の緒方妙子議員及び根本駿輔議員が、それぞれ任期満了のため企業団議会議員を退任され、後任には佐藤博文議員及び湯浅榮議員が選任されました。

それでは、ただいまの順で自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

佐藤議員。

<10番 佐藤博文議員>

袖ヶ浦から選出をされました佐藤博文と申します。

まだまだ分からないこともあると思うんですけども、皆さんとしっかりと地域の医療の発展に貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

<副議長>

湯浅議員。

< 11番 湯浅榮議員 >

皆さん、こんにちは。

袖ヶ浦市議会議員の湯浅でございます。今回、総務企画常任委員長として伺っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

(拍手)

<副議長>

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は副議長において指定いたします。

佐藤博文議員を10番、湯浅榮議員を11番と指定いたします。

日程第2 会期の決定

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、副議長から田中幸子議員及び山田重雄議員を指名いたします。

日程第4 議長の選挙

日程第4、議長でありました根本駿輔議員が11月2日付で任期満了となったため議長が欠けております。よって、これより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は地方自治法第118条第2項による指名推薦の方法を取ってまいりました。

推薦の方法といたしましては、構成市の議会選出議員のうちから、それぞれ1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推薦するというものでございます。

先例につきましては以上でございます。

<副議長>

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員会の選考結果により指名推薦の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りをいたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

<副議長>

ご異議なしと認めます。それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

お決まりのようでございますので、それでは各市選考委員を発表してください。

木更津市。

<1番 草刈慎祐議員>

私が推薦委員をやらさせていただきます。

<副議長>

木更津市は草刈慎祐議員。

君津市。

<5番 下田剣吾議員>

私がやらさせていただきます。

<副議長>

君津市は下田剣吾議員。

富津市。

<8番 山田重雄議員>

私、山田重雄が行います。

<副議長>

山田重雄議員。

袖ヶ浦市。

<10番 佐藤博文議員>

佐藤博文でお願いいたします。

<副議長>

佐藤博文議員。

選考委員には別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩いたします。

(午後1時39分休憩)

(午後1時40分再開)

<副議長>

暫時休憩を取り消し、再開をいたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

木更津市。

<1番 草刈慎祐議員>

選考委員の中で協議した結果、経験、知識豊富な重城副議長に議長の職を担っていただきたいと思います。

<副議長>

選考委員会の選考の結果、私、重城正義が議長に指名推選されました。

皆様、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<副議長>

ご異議なしと認め、よって私、重城正義が議長に決定いたしました。

<2番 重城正義議員>

ただいま、多くの皆様方よりご推挽を賜りまして、議長に就任することとなりました。大変重い職責であると痛感しております。

本議会は本日1日のみでございますが、国会は昨日閉会をいたしました。その中で、衆議院の予算委員長が30年ぶりに野党のほうへ回りまして、安住淳立憲民主党、昭和37年1月17日生まれの62歳。宮城4区選出でございます。当選10回。私はテレビの中継で、どのような議事の運行するのか非常に興味深く見ておりました。

ところが、私の予想に反してスピーディーに、そして公正に、自らの立憲民主党の議員に対しても時間の超過を許さないという大変立派な指揮をしておりました。安住議員はこれの中で、「万機公論に決すべし」という言葉を発しておりました。これは五箇条の御誓文の一部だというふうに私は理解をしております。政治は、世論に従い決定をすべしという意味だそうでございます。

私もこれを教訓に、圏域4市32万3,000人の市民のご意見を斟酌し、公平公正かつスピーディーに議事運行してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方の温かいご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(拍手)

追加日程第5 副議長の選挙

<議長>

それではこれより議事運行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠けておりますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5とし、日程第5を日程第6としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程第5を日程第6とすることに決定をいたしました。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

副議長の選出方法につきましては、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、

副議長に替え議長を加えることのほか、議長選挙と同様として差し支えないか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

<議長>

木更津市。

<1番 草刈慎祐議員>

私、草刈が務めさせていただきます。

<議長>

君津市。

<4番 佐藤葉子議員>

私、佐藤葉子が務めます。

<議長>

富津市。

<8番 山田重雄議員>

私が行います。

<議長>

袖ヶ浦市。

<10番 佐藤博文議員>

佐藤博文でお願いいたします。

<議長>

それでは、選ばれました4名の方に私を加えて、別室にて選考委員会を開きますので、選考の間、暫時休憩といたします。

(午後1時46分休憩)

(午後1時47分再開)

<議長>

休憩を取り消し、議会を再開をいたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

佐藤葉子議員。

<4番 佐藤葉子議員>

選考の結果、よく市民の声を聞き、研究熱心で、議長を支えるにふさわしい下田議員を推選いたします。

<議長>

ありがとうございました。

選考委員会の結果、下田剣吾議員が副議長に指名推選されました。

下田剣吾議員を副議長とすることに皆さん、ご賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

<議長>

ご異議なしと認め、下田剣吾議員が副議長に就任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

< 5 番 下田剣吾議員 >

本当にありがとうございます。

重城議長をしっかりと支え、仕事をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

(拍手)

日程第6 議案の上程

<議長>

日程第6、議案の上程を行います。

本日上程の議案は4件でございます。朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案について提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約を変更することについて協議依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについては、氷蓄熱設備ターボ冷凍機が故障し工事が必要になりましたが、夏季の冷房運転期間までに工事を完了させるためには、予算措置に急施を要したため、令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第4号）を令和6年11月11日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものです。

次に、議案第3号 損害賠償の額の決定については、国保直営総合病院君津中央病院で実施した手術により、患者に後遺障害が残存した事案について、企業団に過失があると認められることから、本件に対する賠償額を決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第4号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）については、本院事業においては、医療事故を和解するにあたり必要となる賠償金と、それに対する病院賠償保険による保険金収入を計上するものであり、分院事業においては分院の建替えに向けて講演会の講師や検討委員会の参考人として外部有識者を招聘するとともに、平成27年度に策定した施設整備基本構想・基本計画の見直しに必要となるアドバイザー業務を委託するための経費を計上するものです。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、補足説明申し上げます。

資料は提出議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

当企業団の構成団体の一つとなっております千葉県市町村総合事務組合、以降、総合事務組合とさせていただきます、この総合事務組合を組織する地方公共団体の一つである布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することとなったため、関係事項の協議を求められておりますが、地方自治法第290条などの関連法令によりまして、総合事務組合と関係地方公共団体との協議に当たっては、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとされているため、本件についてお諮りするものでございます。

協議いただく事項は2点でございます。

項番1の(1)組織する地方公共団体数の減少をご覧ください。

繰り返しになりますが、総合事務組合を組織する地方公共団体の一つである布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することとなりました。それに伴い、総合事務組合を構成する地方公共団体の数が1つ減少することでございます。

続いて、(2)総合事務組合規約の改正は、布施学校組合が欠けることにより必要となった総合事務組合規約の改正についてでございます。

1点目につきましては、事務局からの補足は特にございません。

2点目につきましては、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

表の左側に改正案を、右側には現行の規定を示しておりますが、いずれも布施学校組合の記載を削除しようとするものでございます。

なお、総合事務組合規約の改正の施行日は令和7年4月1日となります。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて、補足説明申し上げます。

提出議案説明資料の4ページをご覧ください。

初めに項番1、専決処分の理由でございます。

冷房専用機器であります氷蓄熱設備ターボ冷凍機が故障し、改修工事が必要となりましたが、工期に6か月半程度を要し、令和7年度の夏季冷房運転期間、こちらは例年6月から冷房運転に切り替えておりますが、その時期までに工事を完了させるため、予算措置に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を得ようとするものでございます。

専決処分の内容でございますが、項番2でお示しするとおり、令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)でございます。

項番3をご覧ください。

専決処分の日は、令和6年11月11日でございます。

引き続き、補正予算(第4号)の内容についてご説明申し上げます。

資料は5ページをご覧ください。

上段の枠囲いでお示しますとおり、補正予算(第4号)は、令和7年度の夏季の冷房運転開始までに故障しました氷蓄熱設備ターボ冷凍機の改修工事を完了させるためには、今年度から翌年度にわたる工事が必要となることから、本件を債務負担行為としようとするものでございます。

続いて5ページ、項番1の表をご覧ください。

令和6年度病院事業会計予算第5条で定めます債務負担行為に、本件工事であります氷蓄熱設備ターボ冷凍機電動機盤及びマイコン操作盤改修工事を、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額2,575万7,000円として追加しようとするものでございます。

専決処分(第2号)の承認を求めることについての補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

ちょっと分からないので確認をさせていただきます。

このターボ冷凍機というものはいつから稼働しているのかということと、どういったものなのか、病院内で1つのものなのか、それとも複数あるのか。そして、その点検はいつ頃したのかというのをまずお伺いしたいと思います。

<議長>

当局の答弁を求めます。

黒木管財課長。

<管財課長>

ただいまの質問にお答えいたします。

ターボ冷凍機の稼働につきましては、この病院棟が開始しました平成15年7月から稼働してございます。ターボ冷凍機は現在1台でございます。そのほか、冷房設備を付するのには、合わせまして吸収式冷温水発生機というのが2台ございまして、合計冷房期間には3台運転となっております。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

ありがとうございます。

大型なものというふうに理解するんですが、これは定期点検とかというのはされているのでしょうか。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

氷蓄熱設備の保守点検につきましては、空調設備の一貫した保守点検をしてございまして、本年6月7日で完了してございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

分かりました。点検はしているけど、長く使っているということで故障されたというのは理解いたしました。

それで、今回は来年までには稼働させなきゃいけないということで補正を上げたということですが、これはもう入札とかは終わったのか。終わっていないんであればいつ行うのかということと、もう終わっているんであれば誰が取ったのか、教えていただきたいと思います。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

契約事項につきましては、特命1者の随意契約で契約を締結してございます。

こちらの理由につきましては、本来であれば複数の見積りを取るところなんですけれども、このターボ冷凍機は三菱重工製でございまして、各メーカー等の内容が複雑に絡んでおりまして、メーカーのほうに確認したところ、空調保守設備会社1社であることが分かりまして、契約相手方は株式会社オーエンスとなります。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

では、この限度額2,575万7,000円で、既に終わったというふうに理解してよろしいんですか。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

契約は完了してございます。

<1番 草刈慎祐議員>

はい、承知しました。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

佐藤葉子議員。

<4番 佐藤葉子議員>

私もちょっと分からない点があるので確認をさせていただきます。

まず、故障した場合の影響ですね。この空調のほかに2つほど空調設備があるということだったんですが、この設備が故障した場合の影響をまずお聞きしたいのと、あと平成15年から使用ということでしたが、耐用年数について伺います。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

夏季の全館冷房にする際には、空調機等が約1,400台ございます。集中型の冷水を送ってございまして、このターボ冷凍機が300冷凍トンでございまして、こちらが運転できない場合は、オフィスとか、そういったところの影響が非常に大ということで、急施を要したところでございます。

耐用年数ですが、平成13年に敷設をしてございまして、既にマイコン制御盤というのが製造中止になってございまして、今回は新たに製作ということになります。

<議長>

佐藤議員。

<4番 佐藤葉子議員>

かなり耐用年数に近いところに来ているのかなと思うんですけども、どのメーカーかは分からなかったんですが、お調べしたところ、15年ぐらいたったりとか、そういう記事もございました。

それで、令和1年とか令和3年にも、この氷蓄熱設備に係る修繕等を行っているように思うんですが、交換ではなくてやはりまだ修繕を重ねたほうが良いと判断をされているのか、お伺いいたします。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

現在、ターボ冷凍機を修繕した合計金額は6,100万円でございまして、既にターボ冷凍機自体のオーバーホールを済ませてございますので、メーカーに確認したところ、更新の必要はないということで判断させていただいてございます。

<議長>

佐藤葉子議員。

<4番 佐藤葉子議員>

影響が出ないような時期に改修が行われるということでございますので、今後とも運営に影響がないように努めていただければと思います。

よろしく申し上げます。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

2点お伺いします。

1点目はオーエンスとの契約日を教えてください。また契約金額について教えてください。

2点目は、我々の市の公共施設でも、空調に対しては省エネの設備や技術が進んでいることもありまして、大規模改修や長寿命化をかけているんですが、全体的な空調の長寿命化なり省エネの取組は今後どうされていくのかという考え方を教えてください。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

1点目のオーエンスとの契約日でございますが、本年12月6日に契約を締結してございます。それから金額でございますが、2,575万7,000円でございます。

それから、設備の省エネ化でございますけど、現在当院ではLED化を進めておりまして、電力の削減という形を取っております。今後につきましては太陽光などの検討もしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

<議長>

下田議員よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑はないようですので、ご異議なしと認め、採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第3号 損害賠償の額の決定について、補足説明申し上げます。

こちらの資料は、12月議会定例会議案目録の8ページをお開きください。

前後いたしますが、8ページの下に記載してございます提案理由を先にご説明させていただきます。

本件につきましては、企業団が運営する国保直営総合病院君津中央病院、以降、当院とさせていただきます。当院で施行した手術によりまして、患者さんに後遺障害が残存した事案について、企業団に過失があると認められることから、本件の賠償額を決定するため、地方公営企業法第40条第2項と、損害賠償の決定にかかる金額が50万円以上のものは議会の議決を要すると定めております。君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用することとなります。地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、損害賠償の対象となる事案について補足いたします。

議案書の項番1、事案の概要をご覧ください。

当院が患者Aに対して、令和5年2月3日に慢性副鼻腔炎、両側鼻ポリープ、鼻中隔彎曲症及び嗅覚障害に対する右内視鏡下副鼻腔手術、鼻中隔矯正術及び粘膜下鼻甲介骨切除術を施行したところ、翌朝、患者Aから右眼について物が2つに見えるとの訴えがございました。そこで、当院の眼科に診察し

てもらったところ、右眼球について上転障害及び内転障害を確認し、外斜視及び正面視での複視が見られることが判明したため、静岡県浜松市にあります聖隷浜松病院へ紹介いたしました。

その後、同院におきまして修復手術を施行いたしましたが、外斜視及び眼球運動障害を原因とする複視は残ることとなりました。引き続き同院で経過観察を行ってもらった後、令和5年12月5日に、右眼において正面視、左右上下視での複視が残存する症状固定との診断を受けるに至ったものでございます。

本件の示談に当たり予定しております損害賠償額は、項番2にお示しますとおり3,000万円、そして損害賠償の相手方は、項番3で示しますとおり、袖ヶ浦市在住の男性で、事故当時52歳の方となります。

議案第3号 損害賠償の額の決定についての補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

まず、患者さんにはご迷惑をおかけいたしましたこととお見舞いを申し上げたいと思います。

そのような中で、今回賠償ということで、中央病院側としては弁護士先生へお願いしたと思われるんですけども、中央病院といたしましては顧問弁護士さんがいらっしゃるのか、この医療関係に詳しい、そういった経歴がある先生が対応してくれたのかだけを確認させてください。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

お見込みのとおりです。医療過誤、医療事故の訴訟に長けていると考えております顧問弁護士を顧問契約しているところでございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

顧問ということなんで、顧問料を教えていただけたら助かります。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

金額につきましては、年間120万円となっております。

以上です。

<1番 草刈慎祐議員>

はい、了解しました。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

下田議員。

< 5 番 下田剣吾議員 >

2 点お伺いします。

1 点目は、今回の、様々医療は手順を尽くして正常に行われていてもこうしたことが起こるというのは避けられないことだと思うんですが、そのあたりのその後の検証といいますか、再発防止の取組についてお聞かせください。

2 点目は、こうした損害賠償あるいは和解の際に、今後異議申立てをしないというような項目を、こうした損害賠償なり議案の書類に関しては入っていることがよく議会では多いんですが、今回そういった一行はないんですけれども、それについて教えていただければと。よろしくお願いします。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

この副鼻腔手術という手術に関しましては、鼻の穴から内視鏡を入れて奥をのぞくようにして手術をするという、しかもこの内部構造につきましては個人差があるということで、先ほど議員からご指摘ありましたとおり、よく行われているものであるものの、決して簡単な安全な手術ではないというふうにされております。

そういった手術であるがゆえに、患者さんのCT画像を事前に撮影して、そういったものを術中にそういった画像を、コンピューターシステムを使ってその画像と手術器具の位置を確認しながら行えるような手術を、ナビゲーションシステムというふうに申し上げているんですが、こういったものを使うとか、あるいは手術器具、切除と切除したものを取り去るというものを両方併せ持つような、細かいシェーバーのような機械のようなんですが、そういった安全に寄与するような手術器具を使いながら施行しているところでございます。

ただし本件のように事故があったものにつきましては、今回は症例検討の中で、非常に時間の制約があり、手術の予定時刻が変わったりとか、次に予定されている手術との関係があつて、こういうことを起こしたことの中には、結果として見ると、必ずしも確認が十分ではなかったのかというような反省もあったというふうに聞いております。

異議申立てにつきましては、こちらのほうには記載ございませんでしたが、示談の際には必ずそういったものを入れるようにしているところでございます。

<議長>

下田議員よろしいですか。

< 5 番 下田剣吾議員 >

はい。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

湯浅議員。

< 11 番 湯浅榮議員 >

少し教えてほしいんですけれども、企業団のほうに過失があると認めたということでもありますけれども、手術がいつで、この後の企業団が過失があると認めるまでの経過について教えていただきたいと思います。

<議長>

竹下事務局長、簡潔にお願いします。

<事務局長>

2023年2月3日が手術日というふうになってございます。そこから、この示談がまとまりそうだというので、今回お話ししているわけなんです、それまでは弁護士が立ったのが……

(「すみません」の声あり)

<議長>

湯浅議員。

<11番 湯浅榮議員>

私の質問の仕方がちょっと悪かったかもしれません。

経過については分かったんですけども、こういう過失があると認められるまでに、結局どこかが指摘された、何ていうか、患者のほうから具合が悪いということになったんだろうけれども、その認めるまでにどのようなことがあったか。すぐに病院のほうで認めたのかとかその辺をお伺いしたいです。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

企業団に過失があるというふうに認めるまでの過程においてでございますが、2週間ぐらいの後に、この症例に関して、先ほどご説明の中で申し上げましたとおり、複視が残るという、手術後に物が二重に見えるという症状が残ったため、その原因に関しての症例検討会を行い、その時点で当院のほうに過失があるというふうな判断に至ったと聞いております。

<議長>

よろしいですか。

湯浅議員。

<11番 湯浅榮議員>

ですから、執刀した先生も、それを認めたということによろしいでしょうか。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

症例検討会では執刀医も当然参加しての結論でございます。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ほかには質疑がございませんので、採決をいたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第3号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第4号の令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）について、補足説明申し上げます。

こちらは提出議案説明資料の6ページをご覧ください。

上段の枠囲いの中で補正の概要をお示ししてございます。

補正予算（第5号）につきましましては、本院事業におきましては、議案第3号の損害賠償の額の決定についてでご説明申し上げました医療事故を和解するにあたり必要となる賠償金を、そしてこれに対する保険金収入を計上しようとするものでございます。

続いて分院事業におきましては、分院の建替えに向けて講演会の講師や検討委員会の参考人として外部有識者を招聘するための費用や、平成27年度に策定いたしました分院施設整備基本構想・基本計画の見直しに必要となるアドバイザー業務を委託するための費用を計上するものでございます。

引き続き、項番に従い補正予算の内容をご説明申し上げます。

まず項番1、本院事業収益の表をご覧ください。

表の右端の説明欄に記載しましたとおり、収益の増につきましましては、先ほどご承認いただきました医療事故に対する損害賠償額3,000万円を支払った際に、損害保険会社から支払われることとなる保険金3,000万円をその他医業外収益の雑収入に計上することによるものでございます。

戻りますが、表の項目の下1行目をご覧ください。

これによりまして、予算第3条で定めます収益的収入及び支出の予定額についてを、まず本院の事業収益を243億2,213万7,000円に、本院の医業外収益を26億80万1,000円に補正しようとするものでございます。

続いて項番2、本院事業費用でございます。

先ほどと同様に説明欄をご覧ください。

こちらは医療事故の和解のための賠償金3,000万円を医業費用の経費にて計上するものでございます。これによりまして、予算第3条について、本院事業費用を242億968万6,000円に、本院の医業費用を230億8,249万7,000円に補正しようとするものでございます。

項番3は分院事業費用でございます。

こちらにつきましても、まずは説明欄をご覧ください。

1点目の報償金12万2,000円は、病院の建替えに向けた講演会の講師や検討委員会の参考人として外部有識者を招聘するための費用として、2点目の委託料49万5,000円につきましては、平成27年度に策定いたしました分院施設整備基本構想・基本計画の見直しに係るアドバイザー業務を委託するための費用をそれぞれ計上するもので、これらの増額により医業費用のうちの経費は合計61万7,000円の増となるものでございます。

これらによりまして予算第3条のうち、分院事業費用の予定額を7億9,292万9,000円に、分院の医業費用を7億7,839万3,000円に補正しようとするものでございます。

項番4では、本院事業、分院事業について、補正後の年間収支の見込みをお示ししてございます。

本院事業は、収入と支出の補正額が同額であるため9,445万円の純利益を見込むことに変わりございません。分院事業におきましては、61万7,000円の費用の増により75万7,000円の純利益を見込むものでございます。

資料の8ページ、9ページにつきましては、ただいまご説明いたしました内容を損益計算書の形にしてまとめたものでございます。

今回の補正の対象には、備考欄にコメントを付してございますのでご確認いただきたく存じます。

令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）に係る補足説明は以上でございます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

大佐和分院の件ということで理解しました。

また先日、伊関講師をお呼びして勉強会を開いていただきまして、素晴らしいご講演をいただきまして、まさに今後の医療だけでなく、行政施設、箱物について考え方を改めなければいけないというふうに感じたところでございます。

その中で今回アドバイザー契約ということでありましたが、この後に開かれます協議会のアンケート資料の中に、大佐和分院の建替えについてということで、66ページ、67ページにどういったことが行われるかと書いてあるんですけども、ちょっと私は分からないんですけど、個人名も挙げていいのか分からないんですけど、同じ方がアドバイザー契約を2つ組んであるうちの1つだろうというふうに思っておるんですけども、先日、こういったところから削減しなければいけないんじゃないかというようなご指摘もあったように思うんですけども、その中でもやっぱりこの方が2つアドバイザー契約をしなければいけない特段の理由、この方をアドバイザーにした経緯など分かればお知らせいただきたいと思います。

<議長>

相原経営企画課長。

<経営企画課長>

ただいまの草刈議員のご質問ですが、こちらの建設計画アドバイザーの業者なんですが、これは認定NPO法人ということになっております。

それで、うちのほうでも伊関先生のほうで今いろいろ入っていただいている中で、まず、伊関先生のほうからは、この後ちょっとお話しさせていただくんですが、コンストラクションマネジメント方式、CM方式と言っておりますが、その方式を取ってやっていたほうが、コストの削減だとか、工期の短縮等が見込めるという点から、その方式を検討してございます。

そうしますとそのコンストラクションマネジャーというんですかね、設計者と施工の監理をしていたと。当然、企業団職員もそういった知識のある者がおりませんので、そういったプロといいますか、そういった技術を持ったところに委託をするというのはあるかと思います。それで1つ伊関先生からのそういったアドバイザー、助言をいただいているというところでございます。

NPO法人ということで、やはりこの事業をするに当たりまして、価格のほうがかなり抑えられるという点が1つ挙げられるかと思います。そういった状況の中で、今回、CM業者ということで、今後、そちらを介しましていろいろ進めていこうと考えておるところでございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

アドバイザーを入れたほうが総額安くなるということとはご説明で理解をいたします。

そのような中で、伊関先生も、そういったこともまず考えなければいけないよと。伊関先生本人も、機関から講演に手弁当で来てくれたと、講師料はなかったというふうな話がありました。その中で、このアドバイザーでいろいろご意見をいただいた中で、このアドバイザー、NPO法人はどういった責任があるのか。資料を提出いただいているものを参考にして、ただ参考書を作ってくれるのか、それともこの建設に最後まで責任を持って何かをしてくれるのかだけ確認させてください。

<議長>

相原経営企画課長。

<経営企画課長>

一応こちらのCM業者につきましては、今回、入っていただきまして、一応、その期間としましては工事竣工までという形でお願いしております。あと、いろいろ事業に関しての計画等も立てていただいとすることで進めていこうと考えております。

<議長>

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

よろしくお願いします。

1点目はこの3, 000万円の保険を使って収入を得て支払いするということなんですけど、これについては、例えば保険料の値上がりであるとか、今後、支払ったことによる影響があるかということと、年間どれぐらい保険料というものを払っているのかということを教えてください。

2点目は、今、草刈議員おっしゃったところが非常に大事なところで、私たちも伊関先生の話で非常に感銘を受けるところがありまして、こうした方式があるんであれば建設も可能ではないかということまで考えたわけですが、まずは、この報償金、委託料、それぞれ何名の方にどういうものを支払う予定の予算かということを教えてください。

<議長>

当局の答弁を求めます。

國見庶務課長。

<庶務課長>

それではまず質問の1点目、今回3, 000万円ほど支払うこととなった場合のその後の保険料の上昇というのはいくらかということでございます。

今回令和6年度分として賠償金を支払うことに対します当院が保険会社さんに支払う保険料につきましては、令和8年度から令和12年度までに影響してまいります。令和8年度の保険料について申し上げますと、保険会社から企業団に支払う令和2年度から6年度までの5年間の累積支払保険料の額によって決まることとなります。

現時点におきまして、令和2年度から6年度までの累積の保険金額が、保険会社さんからうちに支払われた保険金額が1億7, 300万円となりまして、適用割増率が90%となる見込みとなっております。これによりまして、概算ではございますが、令和8年度の保険料を算出したところ、現在令和6年度の保険料が3, 100万円に対しまして、令和8年度の保険料は3, 700万円ほど見込まれるため、令和8年度から600万円ほど上がると見込んでおります。

以上です。

<議長>

相原経営企画課長。

<経営企画課長>

それではもう1点の報償金につきましてお答えいたします。

こちらの報償金につきましては、まず講師としては1名、千葉県地域医療構想アドバイザーであります佐藤大介先生にお願いをしてございます。こちら、藤田医科大学の教授でもいらっしゃいます。

それで講演会なんです、来月1月21日を今のところ予定しておるところでございます。

それとまた、こちらの大佐和分院の施設検討委員会、こちらメンバーのほうは企業団職員と構成市の病院担当及び財政担当の部課長さんが入っておりますが、そちらの検討委員会の参考人としてお願いをしてございます。

以上でございます。

(「委託料は」の声あり)

<議長>

委託料はお幾らでしょうか。

<経営企画課長>

金額のほうなんです、講演会につきましては11万1,000円ですね。それと、検討委員会の参考人として1万2,000円を予定してございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

保険料の増額に関しては理解をしたところで。

こうした、しっかりと損害賠償には応えていかなきゃいけないということで、こうした保険は必要なんです、財政上の影響もありますので、再発防止にぜひ努めていただければと思います。

2点目のことなんです、伊関先生は国の制度を使って助言に来ていただいたということでゼロ円ということで、今後、伊関先生の手から離れることになるのか、伊関先生の指導のもと、こうした有識者を選んでいっているのか、その辺がちょっと現在頂いている資料では分かりづらかったもので懸念を持ったところです。

具体的には、一番肝腎なのは基本構想・基本設計のところで、きちんとしたコスト削減をもって策定をするということが大事な点だと思うんですが、今頂いている資料で選ばれる方というのは、平成28年の以前の計画をつくった方であるということではないんです。なので、その辺の、今回我々が新しく得た知見が、きちんと事業者さんに理解をされ、そして成果を得られることができるかというのがちょっと不安になったので、そのあたり説明いただけますか。

<議長>

相原経営企画課長。

<経営企画課長>

ただいまのご質問ですが、まず流れとしまして平成28年1月に、こちらの当時の基本構想・基本計画を策定してございます。こちらは民間の業者に委託をしてつくったものでございます。それを基に、昨年度から企業団職員によって、現在の医療状況とか、そういった環境を踏まえて、見直しのほうをしております。

それで、その見直ししたものもやはり企業団職員でつくったものなので、そのさらに精査を行うと

ということで、今回、総務省のアドバイザーに申し込んで、まず伊関先生との接点を持ちまして、その伊関先生からの助言をいただいて、こちらのCM業者のほうに基本構想・基本計画の精査を行うという形を取ることとしております。

伊関先生につきましては、令和7年度も同じように総務省の事業に申し込む予定でおります。一応伊関先生のほうは、今後も契約をしていくということにしております。ただ、伊関先生のほうもお忙しい方でいらっしゃる。また、うちのほうも、総務省の事業ですと年5回という形になっていまして、3月が対象月ではないというのがありますので、3月といたしますと、いろいろ業者選定等の時期にも関わりますので、そこで伊関先生のアドバイスをいただくためには、ちょっと個別で伊関先生との契約というのも考えております。

以上でございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

我々は勉強会でやった流れが、講習というか、踏まえて動いておられるということを理解をいたしました。

ただ、現時点では、伊関先生の立場が、公のこれから深く関わっていくということであると、本病院との関係性がまだ位置づけられていないというふうに私は感じますので、おっしゃったような単発の契約がいいのか、あるいはきちんと専門委員としてお願いをするのか、そのあたり重くアドバイスを受け止めているんだということが、内々ではなくて、見て分かるように、そこはしっかりとやっていかないと、今後の説明のこともありますので、少し心配をするところでもありますので、低コストでいい病院建設に向けて、そういった形のほうもしっかり検討いただければと思います。よろしくお願いします。

もちろん総務省の格安のといいますが、ありがたい制度は十分最大限使った上でということでございますが、公的な位置づけも必要であろうという視点の指摘をしておきます。

以上です。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

諸岡議員。

<7番 諸岡賛陸議員>

これから委託料のところで実績計画等を進めていくと思うんですけど、その中で今企業団のほうで専門職がないというところで、コンサルタントのほうに丸投げじゃなくて、関係4市のほうの関係部局の設計等ができる職員を入れた中で、法令等の関連を重視した中で設計のほうをもう一度見直しをしていただきたいというところがあります。

前回、進入路の設計でコンサルタントのほうを入れていただいたんですけど、結局半分ぐらい関係市との整合性が取れていないというところの指摘がありましたので、その辺に十分注意した中で進めていただきたいと思います。

<議長>

諸岡議員、要望でよろしいですか、それとも答弁求めますか。

<7番 諸岡賛陸議員>

その中で、今後職員等を入れる考えがあるのかどうか、伺います。

<議長>

当局の答弁を求めます。

相原経営企画課長。

<経営企画課長>

今ご質問いただいた件ですが、一応構成4市のほうからの技術職員の派遣ということで、それも考えてはおります。それで、一つあるのが、例えばこの事業を進めていった中で、多分、検査監督員という立場の人を置かなきゃいけないってなった場合に、やはりそういった4市の有識者の方にちょっとお願いをするというのはあるのかなと考えているところでございます。

<議長>

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにご質疑がございませんので、採決をいたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第4号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

以上で全てを議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

田中企業長。

<企業長>

定例会の閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただき、提案いたしました全ての議案につきまして原案どおり可決賜りまして誠にありがとうございました。

そして、新たに議長になられました重城議員並びに、副議長になられました下田議員におかれましては、議会運営に際しまして今後ともよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年の瀬を控え何かとご多忙のことと存じますが、お体に十分ご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午後2時50分から議会議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午後2時41分閉会)